

第23回岩泉町農業委員会総会会議録

令和7年6月19日

岩泉町農業委員会

23回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和7年6月19日 午前10時00分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

- 議 事
- 1、開 会
 - 2、挨 拶
 - 3、議事録署名委員指名
 - 4、会議書記の指名
 - 5、議 事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 岩泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - 6、そ の 他
 - 7、閉 会

出席委員（5名）

1番 鎌田 和美 委員
4番 早川ケン子 委員
7番 合砂 哲夫 委員

3番 武田 健 委員
5番 三田地泰正 委員

欠席委員（2名）

2番 工藤 幸雄 委員

6番 畠山 利勝 委員

出席した農地利用最適化推進委員（2名）

小野寺則利 委員

瀬川 隆治 委員

欠席した農地利用最適化推進委員（1名）

加藤 榮喜 委員

出席した職員

局長 佐々木忠明
主査 澤口 光治

主任主査 坂下実穂子

(午前10時02分)

佐々木事務局長 定刻となりましたので、ただいまから第23回岩泉町農業委員会総会を開催いたします。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は輪番により、5番、三田地泰正委員にお願いしたいと思います。では、三田地委員、よろしくお願ひします。

(農業委員憲章唱和)

佐々木事務局長 ありがとうございます。

◎挨拶

佐々木事務局長 それでは、合砂会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。第23回の総会ということで、非常に天気のいい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。ここになって、今度は天候が続いて、いい面と悪い面もあるようですけれども、体には十分気をつけて働いていただきたいなと思っております。

今日は、3条、5条、そして整備計画の変更に係る意見決定ということでございます。皆様方から貴重なご意見をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

佐々木事務局長 ありがとうございます。

では、本総会につきましては、岩泉町農業委員会会議規則第9条により会長が議長となり議事を進行することになっておりますので、以後の進行につきましては合砂会長にお願いいたします。

◎会議成立宣言

議 長 それでは、本日の欠席届のあった委員は2番、工藤委員と6番の畠山委員の2名です。ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、第23回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。
議案はお手元に配付したとおりであります。

◎議事録署名委員指名

議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員に1番、鎌田委員、3番、武田委員を指名いたします。

◎会議書記の指名

議 長 次に、会議書記の指名を行います。
本総会の会議書記に坂下主任主査を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題
といたします。
事務局の説明を求めます。
局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第1号についてご説明いたします。
議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。
提案しております許可申請は、売買による所有権の移転に関するもの1件となり
ます。
詳細につきましては担当がご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議 長 坂下主任主査。

坂下主任主査 (議案説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、これから質疑に入りますが、委員の皆様に申し上げます。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をよろしくお願いします。それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これから議案第1号を採決いたします。
議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第2号についてご説明いたします。
議案第2号は、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。提案しております許可申請は、一戸建て専用住宅建築に係るもの1件となります。
詳細につきましては担当がご説明いたしますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 坂下主任主査。

坂下主任主査 (議案説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、質疑なしと認めます。
これから議案第2号を採決いたします。
議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 それでは、議案第3号 岩泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第3号についてご説明いたします。
議案第3号は、岩泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてでございます。風力発電の建設のため、農用地区域からの除外に関する申請があったものに対するものでございます。
詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 澤口主査。

澤口主査 議案第3号 岩泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について。

岩泉農業振興地域整備計画を変更することについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、本委員会の意見を求める。令和7年6月19日提出、岩泉町農業委員会長、合砂哲夫。

今回は、先ほどお話があったとおり、風力発電事業に係る事業の部分について、農用区域に指定されている中での開発が行われるというところで、その該当部分について農用区域から除外するため、農振計画を変更するということにつきまして意見を求めるということでございます。

審議内容、審議番号順に入ります前に、まず全体の概要についてご説明したいと思います。12ページをお開き願います。12ページ、こちらが事業計画の概要書ということで、今回の農用区域から除外する部分についての概要の部分についてお示ししております。

1番、事業計画者が■■■■■となります。

3番、事業の概要でございますが、今回の内容は、風車の基礎建設、それから作業ヤードの整備、そして管理用道路の整備、そして送電路人孔部、マンホール部分でございます。着工予定が令和8年から11年度までの予定というふうになっております。事業計画地が6か所ございまして、その部分につきましては、後ほど個別にご説明したいと思います。

続きまして、18ページをお開き願います。18ページが位置図ということで、今回の風力発電風車建設予定地の位置となっております。この黒枠で囲んだ部分に風車、それから管理用道路などが建設されるという予定でございます。辺り一帯が一杯森周辺から宮古市の夏屋にかけての一帯ということでございます。

続きまして、19ページをお開き願います。こちらが配置図ということで、それぞれの施設がこういうふうな並び方になるというものを示したものになります。この中で青字のものと赤字のものとありますけれども、赤字の部分が今回の農用区域からの除外に関係するものでございまして、WTと書いていますが、ウインドタービン、風力発電機ですけれども、その風車がこういうふうな形で並びますよということをお示ししております。規模とすれば、岩泉町分が33基、宮古分が13基の合計46基を予定しているということのようでございます。

そして、風車がこういうふうにならぶわけですけれども、左上のほうにございますが、送電路の埋設人孔部というところもございまして、この風力発電機で生み出された電気を埋設なり、それから架空線、送電線で送電して、それを最終的には岩手町のほうまで持っていくというような全体の計画のようでございます。この人孔部というのは、送電線を埋設いたしまして、その埋設部分の何か所かに埋設された送電線の管の中を点検するためにマンホールが必要になってくるということで、農地の中でマンホール部分だけを転用することになるということでございます。

続きまして、20ページ、21ページにつきましては、風力発電の風車の概要でございます。高さ170m、それからくいを20mほど打ち込むというような工事になるようでございます。

続きまして、22ページになります。22ページが全体の配置図ということでございまして、この青く色塗りされているところと、オレンジに色塗りされているところが農用区域に指定されている部分でございまして、この中の何か所かが今回農用区域からの除外という手続が必要になってくるところでございます。

それでは、個別の部分につきましてご説明いたします。10ページにお戻り願います。審議番号1、所有者、■■■■■。所在地番は、岩泉町釜津田字■■■■■の一部。現況地目は牧場でございます。面積は47万770㎡のうち24㎡でございます。

この部分につきまして、14ページをお開き願います。14ページが今回の■■■■■の場所になります。

続きまして、今度は23ページをお開き願います。23ページが■■■■■のうちの一部、さっきの図面でいきますと下のほうになります。その下のほうの現況、牧場のところに送電線を埋設いたしまして、この線が入っているところの合計3か所のところにMH16と書いてあるのですけれども、この除外箇所3か所、ここにマンホールを設置するという計画のようでございます。

ちょっと見づらくて大変恐縮ですが、右上のほうにその設計図とございますか、こんな感じですよというのを載せておりますけれども、実際に地上に顔を出すのが2m掛ける2mマンホールということでございます。

では、すみません、また戻っていただきまして、10ページをお開き願います。審議番号1の次になりますが、所在地番が■■■■■の一部、現況が山林でございまして。面積は34万3,324㎡のうち2,940㎡でございまして。

審議番号2に行きまして、所有者、岩泉町■■■■■、■■■■■相続人代表者、■■■■■。所在地番が■■■■■の一部、現況が山林、そして面積が55万6,227㎡のうち1,964㎡でございまして。

この2か所につきまして、現況図が15ページのとおりでございまして。15ページをお開き願います。2か所隣接してございまして、このうちの一部というところになってございまして。

続きまして、24ページをお開き願います。24ページの青く色塗りされているところが農用区域に指定されているところでございまして、その中で今回の事業に当たりましてかかってくる部分が、黄色の部分が風車の基礎部分、そして紫色の部分がヤードの部分、そして赤色の部分が道路部分というふうになります。左側の色がついていないほうは、農用区域ではございませんので、農用区域に係ってくる部分の一部の部分が対象となってくるので、今回除外するということになるものでございまして。

では、また戻っていただきまして、続きまして11ページをお開き願います。審議番号3です。所有者、■■■■■。所在地番が岩泉町■■■■■の一部になります。現況が原野で、面積が212万59㎡のうち5万9,609㎡でございまして。

現況図になりますが、現況図が16ページになります。16ページの■■■■■のうちの一部ということになりまして、その周辺は全部国有林でございまして。

まためくっていただいて、今度は25ページになります。25ページ、同じく青色の部分のうち、黄色の部分が風車の基礎部分、そして紫色の部分がヤード、そして赤色の部分が道路新規開設部分となります。

すみません。またそれでは戻っていただきまして、今度は11ページの審議番号4になります。所有者、■■■■■、所在地番が■■■■■のうちの一部となります。現況が牧場でございます、面積が2万9,945㎡でございます。

現況図でございますが、めくっていただきまして17ページになります。17ページ、国有林の中の農用地区域に指定されている部分を色塗りしてございます。

続きまして、26ページをお開き願います。こちらが先ほどの国有林の中の農用地区域のうちの一部で、赤色の部分が道路開設部分、そして紫の部分がストックヤード部分ということでございます。

また、27ページになりますが、ちょっと北側のところになりますが、こちらも道路開設部分がございます、この部分を農用地区域から除外するというふうな手続を予定しております。

説明のほうは以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、三田地委員。

5番三田地委員 風力発電関連事業についてであります、これは非常に数年かかる大工事のようなのですが、地元の業者の参入は見込まれるのかどうかお伺いします。

議長 局長。

佐々木事務局長 所管課が政策推進課になってございますけれども、所管課のほうでは地元の業者は最大限活用していただきたいような申し送りというか、向こうの会社に対してお願いはしているようですので、ある程度の地元業者の参入というのは見込める予定にはなっているというふうに聞いてはございます。

以上です。

5番三田地委員 ぜひそのようにお願いしてもらえばいい。

それから、せっかくだから、16ページ、この山は読めないが、何山なのですか。

議長 16ページのところ。

澤口主査 15ページ。

5番三田地委員 16。何山か分からない。

澤口主査 すみません。字上外山と書いてある上に、ちょっと別な字がかぶってしまっていて……

5番三田地委員 ああ、上外山。

澤口主査 はい、上外山です。

5番三田地委員 ああ、何だ。

澤口主査 図面上、ちょっと大きい筆になってしまうために。

5番三田地委員 大川の上にかぶさっている。これは駄目だ、資料を差し替えないと。誰が見ても。

澤口主査 大字大川と、それから字の上外山がちょっとかぶってしまっているもので、ちょっと見づらくて申し訳ございませんが、上外山でございます。

議 長 ほかにございませんか。

では、私からもちょっと確認します。10ページですが、審議番号1、台帳が山林、現況も山林、それで農地、これも農振地域なわけですか。

澤口主査。

澤口主査 用途区分ですけれども、こちらが恐らく、用途区分というのは農地と採草放牧地、混木林地、農業用施設用地と4か所あるわけですが、制定した当時はそういう目的の用途にしようというので、農地というふうな取扱いに恐らくしたのではないかと。ちょっとこれは分かりませんが、推測ですけれども、ただ実際のところはもう山林になっていましたので、制定当時にそういうふうにしたということでの用途区分を農地に当時したものが、ずっと来ているのではないかなということで、実際のところは用途区分は農地となっていますけれども、これは定期見直しの際に用途区分のほうは変更していく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

議 長 山系開発事業でやった草地の中ではないわけ。

澤口主査 そうですね。そのときに採草放牧地にしたいということであれば、恐らくそういうふうな採草放牧地という用途区分にしたのではないかなと思いますけれど

も、ここは農地というふうに当時は区分分けしたみたいですよ。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 では、質疑を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

議案第3号 岩泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

これで本総会に付議された案件は全て終了しました。

◎その他

議長 次に、その他であります。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、事務局からご説明させていただきます。

今回の総会の日程ですけれども、7月24日水曜日、午前9時からということで通常より1時間早い時間を設定させていただいております。総会の終了後に令和7年度農業者年金加入推進対策会議、そしてそれがまた終了後、岩泉町農地利用最適化推進検討会、3つの会議を予定してございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

また、その会議が終了いたしましたらば、農地の日のパトロールを実施いたしますので、出発式、それからそのまま利用農地の確認に行くために、北側駐車場のほうにご参集いただきたいと思ひます。当日は動きやすい服装でのご参加を、すみませんが、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

事務局からは以上です。

議長 事務局からは以上であります、委員の皆さんから何かございませんか。

(なしの声)

議 長 7月24日、多分また暑いと思いますが、ひとつ朝早くからですが、よろしく
お願いします。

5番三田地委員 それでは、暑いことなので、脱水症状というか、熱中症にならない
ように水分は事務局で用意するの、それとも各自で用意するのか。どうだ、そこは。

(各自だの声)

議 長 事務局では予算がございませんので。昔は会費集めて積み立てていたのです
けれども、今はないから。

5番三田地委員 では、個々で。

議 長 はい。個々でひとつお願いします。

佐々木事務局長 飲み慣れた水を皆さん持ってきていただければ。

5番三田地委員 はい、分かった。

議 長 なければ、以上で終わります。

◎閉 会

議 長 それでは、第23回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがと
うございました。

(午前10時34分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月19日

岩泉町農業委員会 合砂 哲夫

署名委員 1番 鎌田 和美

署名委員 3番 武田 健